

健感発 0516 第 2 号
子総発 0516 第 1 号
平成 30 年 5 月 16 日

各 { 都 道 府 県
指 定 都 市
中 核 市 } 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省子ども家庭局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

児童福祉施設等の職員に対する麻しんの予防接種の推奨の周知について
（協力依頼）

麻しんについては、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機として国内での感染の拡大事例が見られております。

本年 3 月 20 日以降、海外からの輸入症例を契機として、沖縄県で麻しん患者数の増加が報告されており、その後、他県においても感染者が発生しました。

麻しんの対策として最も有効なのは予防接種であるため、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に基づく定期の予防接種（以下「定期接種」という。）の対象となっております。また、特に重症化しやすい者への感染を防止する観点から、麻しんに関する特定感染症予防指針（平成 19 年厚生労働省告示第 442 号）第 3 の四において、「1 医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の職員等は、幼児、児童、体力の弱い者等の麻しんに罹患すると重症化しやすい者と接する機会が多いことから、本人が麻しんを発症すると、多数の者に感染を引き起こしてしまう可能性が高い。このため、麻しんの排除を達成するためには、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員に対し、予防接種の推奨を行う必要がある。」とされているところです。

児童福祉施設等の職員については、定期接種の対象年齢未満であり、麻しんに対する免疫がない乳児と接する機会もあるため、特に注意が必要です。

このため、貴職におかれては、保健衛生関係部局と連携しつつ、貴管内の児童福祉施設等に対し、当該施設の職員の罹患歴及び予防接種歴を確認し、未罹患であり、かつ、麻しんの予防接種を必要回数である 2 回接種していない場合（罹患歴及び予防接種歴が不明なものも含む。）には、予防接種を十分検討する必要があることを広く周知していただきますようお願いいたします。

願います。

また、保育所における麻疹を含めた感染症対策については、厚生労働省が取りまとめた「保育所における感染症対策ガイドライン」も参照いただきますよう、併せて周知のほどよろしくお願い致します。

なお、麻疹の予防接種の推奨の徹底について、別添のとおり衛生主管部局長宛て通知しましたので、御承知おきいただきますようお願い致します。

参考：麻疹とは（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html

参考：保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>